

さ情審査答申第 8 号
平成 15 年 5 月 13 日

さいたま市長 相 川 宗 一 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 小 池 保 夫

答 申 書

平成 14 年 3 月 14 日付けで貴職から受けた、市総合振興計画「市民懇話会」の会員が同計画素案へ向けた提案を協議するのに資すると判断される資料<高齢福祉課>、平成 14 年 3 月 26 日付け貴職から受けた、市総合振興計画「市民懇話会」の会員が同計画素案へ向けた提案を協議するのに資すると判断される資料<広報広聴課>及び平成 14 年 4 月 22 日付け貴職から受けた、市総合振興計画「市民懇話会」の会員が同計画素案へ向けた提案を協議するのに資すると判断される資料<みどり課>（以下「本件対象行政情報」という。）の非公開決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

なお、本件諮問に係る異議申立ては、同一人からの情報公開請求であって、いずれも同種類の事案であるから、当審査会は併合して審議することとしました。

第 1 審査会の結論

本件対象行政情報につき、さいたま市情報公開条例第 11 条第 2 項に基づき、非公開とした決定は失当であるから、これを取り消すべきである。

第 2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成 13 年さいたま市条例第 17 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、平成 14 年 2 月 13 日付けさ福高収第 584 号、平成 14 年 2 月 14 日付けさ政広収第 95 号及び平成 14 年 2 月 13 日付けさ都み収第 143 号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定について、これを取り消し、対象文書を適切に特定し、公開決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 公開しない理由として「各地区市民懇話会事務局（企画調整課）からの資料提出がないため文書不存在」とあるが、この理由により「不存在」を構成することはできない。理由付記の仕方は、実施機関が一方的に特定したもので、そういう請求の趣旨は一言も言っていない。これは、条例の解釈を誤った不当なものであり、取り消されるべきである。

不当な処分を行ったので、その不当な処分に関し、権利利益の救済及び行政の適正な運営を確保してもらいたい。

- (2) 同じ請求内容で、男女共生推進課においては、「提言書」（草案）という文書を特定することで合意を得た上で公開請求が受理され、公開決定されている。また、都市計画課においては、話し合いにより、（例示「新整開保」）を書き入れて了解の上提出し受理されており、情報提供できるということで、公開請求は取下げをしている。なぜ、他の課ではできなかったか。対象文書を適切に特定し、公開決定する義務がある。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、非公開理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

- 1 各地区市民懇話会事務局（企画調整課）からの資料提出依頼がないため、資料は作成していない。

したがって、「公開請求された行政情報を保有していないとき」に該当し、条例第11条第2項の規定に基づき「行政情報の全部を公開しない決定」をしたものである。

- 2 企画調整課でどのような総合振興計画を作成しているか分からない時点で資料請求されたため、そのような文書もなく、資する資料といわれても判断に困る。

第4 審査会の判断の理由

- 1 本件異議申立ては、市総合振興計画市民懇話会（以下「市民懇話会」という。）の会員が「同計画素案へ向けた提案を協議するのに資すると判断される資料」である本件対象行政情報の公開を、高齢福祉課、広報広聴課及びみどり課に請求したのに対し、実施機関であるさいたま市長が、いずれも文書不存在（条例第11条第2項）を理由として非公開決定をした処分の取消しを求めるものである。

- 2 市民懇話会は、市が総合振興計画を策定するに当たり、広く市民の意見を反映させる目的で設置したもので、さいたま市を9地区に分けて、各地区毎に「地区の将来像等に関する提案をとりまとめ、これを市長に提出する」こととされていた（さいたま市総合振興計画市民懇話会設置要綱第1条、第2条及び第4条）。したがって、市民懇話会の課題として対象とする事項は広範囲に亘り、上記各課の所管事項に限ってみても上記のような行政情報の表現方法では、漠然としており、公開を求める情報を特定しているとは言い難いものであることは一見して明らかである。
- 3 他方、本件各請求を受けた各課は、各請求に対して、いずれも市民懇話会事務局（企画調整課）からの提出依頼がないために、各請求に係る文書は不存在であるとして非公開決定処分をした。上記各決定においては、いずれにおいても異議申立人が請求に当たって「市民懇話会の会員が・・・協議するに資すると」「判断される」資料と記した趣旨は全く没却されて、異議申立人の請求する行政情報の名称と、これに対する実施機関による決定の指称する情報とに大きな齟齬を来しており、異議申立人の請求に対応する処分としては実に不適切であると言わなければならない。
- 4 そうして、このような結果がなぜ生じたかを考えると、それは、異議申立人の公開請求書の記載からは、対象情報の特定に不備があることは明らかであるから、実施機関において公開請求を受理するに際して、又は受理した後においても、請求書に形式上の不備があるものとして補正を求め、場合によっては、その求める情報の趣旨を吟味した上で、公開請求の目的を実現することができるように、情報の特定の仕方につき助言を与えるなどして、補正につき協力すべきである（条例第6条第2項）のに拘わらずこれを看過したことによるものである。本件各公開請求については、いずれも実施機関においてこの点につき十分な対応をしたとは認められない。
- 5 次に、本件各公開請求に対する実施機関の行政情報非公開決定通知書には理由を示さない違法がある。すなわち、公開しない理由として、「各地区市民懇話会事務局（企画調整課）からの資料提出依頼がないため」とある部分は、異議申立人は市民懇話会の会員として「懇話会へ出席したとき、協議資料がいずれも配布されなかった」ことを本件各公開請求をなすに至った事情として述べている（各行政情報公開請求書備考欄参照）。この記載は、それ自体明確を欠く部分もあるが、実施機関の各課に公開を求めた理由は、当該各課の所管事項について何らの資料も市民懇話会に提出されていないから本件請求に及んだものであるのに、「市民懇話会事務局からの提出依頼がないため不存在」というのは正に、問に答えるに問を以てするの類であり理由になっていない、というべきもので、理由を示さないこと

に当たるもので違法である。

6 よって、本件各異議申立てには理由があるので、当審査会は、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成14年 3月14日	実施機関（高齢福祉課）から諮問の受理
②	同 年 3月26日	実施機関（広報広聴課）から諮問の受理
③	同 年 4月12日	実施機関（高齢福祉課）から理由説明書を収受
④	同 年 4月18日	実施機関（広報広聴課）から理由説明書を収受
⑤	同 年 4月22日	実施機関（公園みどり課（旧みどり課））から諮問の受理
⑥	同 年 5月 2日	実施機関（公園みどり課（旧みどり課））から理由説明書を収受
⑦	同 年 11月21日	審議
⑧	同 年 12月19日	審議
⑨	平成15年 1月16日	異議申立人及び実施機関からの意見聴取及び審議
⑩	同 年 2月20日	審議
⑪	同 年 3月20日	審議